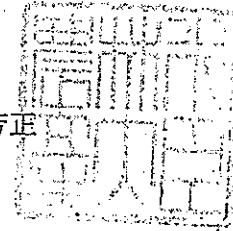


25消安第5735号
平成26年3月11日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

農林水産大臣 林 芳正



飼料の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1に定める下記の物質の規格を別紙のとおり改正することについて、同法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

ペンディメタリン

(別紙)

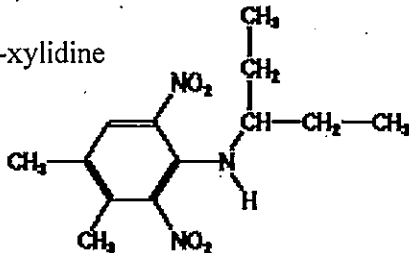
ペンディメタリンの残留基準値

下線部：改正箇所

飼料原料	現行 (mg/kg)	改正案 (mg/kg)
えん麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
小麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2
マイロ	0.1	0.1
ライ麦	0.2	0.2
牧草	<u>0.1</u>	<u>15</u>

規制対象物質：ペンディメタリン

飼料中に残留するペンディメタリンの規格（残留基準）の見直しについて（概要）

評価物質	ペンディメタリン ISO名：Pendimethalin IUPAC：N-(1-ethylpropyl)-2,6-dinitro-3,4-xylylidine CAS No.：40487-42-1 分子式：C₁₃H₁₉N₃O₄ 分子量：281.3  ジニトロアニリン系の除草剤。1年生イネ科雑草及び広葉雑草に選択的に効果を有する。雑草の発芽・発生時に作用し、生長を抑制して枯死させる。												
ADI (一日摂取許容量)	0.12 mg/kg 体重/日												
食品の残留基準	・ 畜産物の残留基準：設定されていない (参考) 残留基準が設定されている食品 小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、大豆、小豆類、ばれいしょ等 残留基準の対象物質：ペンディメタリン												
飼料の残留基準 及び 対象物質（案）	飼料の残留基準の対象物質は、各種代謝試験結果及び分析の対象物質等からペンディメタリンとする。 また、国内及び海外における飼料の作物残留試験等の結果から、飼料中の規格（残留基準）を下表のとおり見直す。 <table><tr><th>飼 料</th><th>現 行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>大麦、小麦、ライ麦、とうもろこし</td><td>0.2 ppm</td><td>0.2 ppm</td></tr><tr><td>えん麦、マイロ</td><td>0.1 ppm</td><td>0.1 ppm</td></tr><tr><td>牧 草 *</td><td>0.1 ppm</td><td>15 ppm</td></tr></table> * 牧草は水分 10%として設定	飼 料	現 行	改正案	大麦、小麦、ライ麦、とうもろこし	0.2 ppm	0.2 ppm	えん麦、マイロ	0.1 ppm	0.1 ppm	牧 草 *	0.1 ppm	15 ppm
飼 料	現 行	改正案											
大麦、小麦、ライ麦、とうもろこし	0.2 ppm	0.2 ppm											
えん麦、マイロ	0.1 ppm	0.1 ppm											
牧 草 *	0.1 ppm	15 ppm											

